

令和5年第1回定例会
赤井川村議会会議録
第3日（令和5年3月10日）

◎議事日程（第3日）

追加日程

- | | | | |
|-----|---------------------------|--------|-----------------------------------|
| 第 1 | 予算特別委員会
委員長報告 | 議案第 7号 | 赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案
について |
| 第 2 | | 議案第 9号 | 令和4年度赤井川村一般会計補正予算(第11号) |
| 第 3 | | 議案第10号 | 令和4年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正
予算(第2号) |
| 第 4 | | 議案第11号 | 令和4年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予
算(第2号) |
| 第 5 | | 議案第12号 | 令和4年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予
算(第4号) |
| 第 6 | | 議案第13号 | 令和4年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算
(第4号) |
| 第 7 | | 議案第14号 | 令和5年度赤井川村一般会計予算 |
| 第 8 | | 議案第15号 | 令和5年度赤井川村後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第 9 | | 議案第16号 | 令和5年度赤井川村国民健康保険特別会計予算 |
| 第10 | | 議案第17号 | 令和5年度赤井川村簡易水道事業特別会計予算 |
| 第11 | | 議案第18号 | 令和5年度赤井川村下水道事業特別会計予算 |
| 第26 | 地域公共交通対策特別委員会審査報告について | | |
| 第27 | 議会活性化特別委員会調査報告書（最終報告）について | | |

追加日程

- | | | |
|-----|--------------------|-------------|
| 第12 | 総務開発常任委
員会委員長申出 | 閉会中の継続調査申出書 |
| 第13 | 議会運営委員会
委員長申出 | 閉会中の継続調査申出書 |

◎出席議員（7名）

- | | | | |
|----|-----------|----|-----------|
| 1番 | 連 茂 君 | 2番 | 曾 根 敏 明 君 |
| 4番 | 能 登 ゆ う 君 | 5番 | 湯 澤 幸 敏 君 |
| 6番 | 川 人 孝 則 君 | 7番 | 山 口 芳 之 君 |
| 8番 | 岩 井 英 明 君 | | |

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

村 長	馬 場 希 君
副 村 長	大 石 和 朗 君
会 計 管 理 者	谷 早 苗 君
総 務 課 長	高 松 重 和 君
住 民 課 長	瀬 戸 雅 哉 君
保 健 福 祉 課 長	神 信 弘 君
産 業 課 長	秋 元 千 春 君
建 設 課 長	今 城 豪 君
教 育 長	根 井 朗 夫 君
教 育 委 員 会 次 長	藤 田 俊 幸 君
代 表 監 査 委 員	大 西 敏 典 君
選 挙 管 理 委 員 会	
委 員 長	中 西 貢 君
農 業 委 員 会 会 長	阿 部 猛 君

◎議会事務局

事 務 局 長	横 井 慎 之 君
書 記	伊 藤 秋 恵 君

(午後 2時00分開議)

◎開議宣告

- 議長（岩井英明君） ただいまの出席議員数は7名です。
定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

◎日程の追加

- 議長（岩井英明君） 予算特別委員会委員長より委員長報告書が提出されております。
この際、これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第11として一括議題といた
したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

◎追加日程第1ないし追加日程第11 予算特別委員会委員長報告

- 議長（岩井英明君） よって、追加日程第1から追加日程第11、予算特別委員会委員長
報告を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

川人予算特別委員会委員長。

- 予算特別委員会委員長（川人孝則君） 予算特別委員会審査結果報告。

本委員会に付託された議案第7号 赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案に
ついて、議案第9号 令和4年度赤井川村一般会計補正予算（第11号）、議案第10号 令和
4年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第11号 令和4年度赤井
川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第12号 令和4年度赤井川村簡易水道
事業特別会計補正予算（第4号）、議案第13号 令和4年度赤井川村下水道事業特別会計補
正予算（第4号）、議案第14号 令和5年度赤井川村一般会計予算、議案第15号 令和5年
度赤井川村後期高齢者医療特別会計予算、議案第16号 令和5年度赤井川村国民健康保険
特別会計予算、議案第17号 令和5年度赤井川村簡易水道事業特別会計予算並びに議案第
18号 令和5年度赤井川村下水道事業特別会計予算について審査の結果、いずれも原案の
とおり可決すべきものと決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。
以上です。

- 議長（岩井英明君） 委員長の報告が終了いたしましたので、これより委員長報告に対
する一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号 赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第7号 赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 令和4年度赤井川村一般会計補正予算（第11号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第9号 令和4年度赤井川村一般会計補正予算（第11号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 令和4年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第10号 令和4年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 令和4年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第11号 令和4年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、

委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 令和4年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第12号 令和4年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 令和4年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第13号 令和4年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 令和5年度赤井川村一般会計予算を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第14号 令和5年度赤井川村一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 令和5年度赤井川村後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第15号 令和5年度赤井川村後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 令和5年度赤井川村国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第16号 令和5年度赤井川村国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和5年度赤井川村簡易水道事業特別会計予算を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第17号 令和5年度赤井川村簡易水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和5年度赤井川村下水道事業特別会計予算を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第18号 令和5年度赤井川村下水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第26 地域公共交通対策特別委員会審査報告について

○議長（岩井英明君） 続きまして、日程第26 地域公共交通対策特別委員会審査報告についてを議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。

川人地域公共交通対策特別委員会委員長。

○地域公共交通対策特別委員会委員長（川人孝則君） 地域公共交通対策特別委員会審査報告書。

本委員会の審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則77条の規定により報告いたします。

本委員会は、令和3年6月15日設置後、13回にわたりこの件に関して審査してきました。議論の過程の中で様々な意見が出ましたが、審査の結果、令和4年度よりむらバスが運行されており、当委員会の目的はおおむね審査完了しているが、一部審査中となっている域

内交通や有償福祉運送、路線延長などの課題について赤井川村地域公共交通活性化協議会で協議を十分に行っていただきつつ、議会においても今後総務開発常任委員会にて継続審査すると決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

以上です。

○議長（岩井英明君） 委員長の報告が終了いたしましたので、これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいまの委員長報告をもって地域公共交通対策特別委員会の審査を終了することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、地域公共交通対策特別委員会は審査を終了することに決定いたしました。

◎日程第27 議会活性化特別委員会調査報告書（最終報告）について

○議長（岩井英明君） 続きまして、日程第27 議会活性化特別委員会調査報告書（最終報告）についてを議題といたしたいと思えます。

本件について委員長の報告を求めます。

能登議会活性化特別委員会委員長。

○議会活性化特別委員会委員長（能登ゆう君） 議会活性化特別委員会調査報告書（最終報告）について報告いたします。

本特別委員会における調査事件について様々な調査研究を行った結果、別冊、議会活性化特別委員会調査報告書（最終報告）のとおり取りまとめましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の内容について概要のみを説明いたします。初めに、1 ページをお開き願います。本特別委員会は、令和元年第3回赤井川村議会定例会において、地方分権の進展に伴い、その機能の拡充を図ることが必要であることから、議会の活性化に関する調査研究を行うために設置されたものでございます。第1回委員会を令和元年9月12日に開催して以来、今日まで18回の委員会を開催し、種々調査研究を行いました。

3、特別委員会の概要、4、委員外として出席した者、5、議会事務局職員出席者、6、特別委員会の活動経過につきましては、記載のとおりでございます。

次に、5 ページをお開き願います。調査研究の結果でございますが、令和3年9月16日、第3回定例会にて中間報告させていただいた内容とほぼ同様であります。その当時調査中でありました一部内容を見直しております。

以下、項目のみ報告いたしますので、詳細については後ほど高覧ください。1、基本

的事項につきましては、(1)、長期欠席による議員報酬減額の条例制定について、2、議会(本会議)につきましては、(1)、一般質問について、3、村民、その他外部への情報公開につきましては、(1)、村広報紙における議会だよりについて、(2)、住民との意見交換会について、(3)、本会議会議録のホームページ掲載について、4、その他としては、(1)、情報通信環境向上についてとなっております。

次に、8ページをお開き願います。先ほど報告しました調査研究結果に基づき、次期議会への引継ぎ事項といたしました。1点目、議会だより(広報紙)については、限られた紙面の中でどれだけ住民に分かりやすく伝えられるか、議会活動としてどのようなことを行っているか、議会や行政に深く興味を持っていただけるような内容が必要であることから、継続して調査研究を行っていただくよう引継ぎ項目としております。2点目、住民との意見交換会について、住民との意見交換会において意見交換会開催の周知方法や会場設定、議会からの情報提供の希望の意見があったため、従来の開催方法にとらわれず、審議会となった際には早々の協議検討を行った上で住民との意見交換会を開催していただきたい。3点目、委員会のホームページ掲載について、本会議会議録についてホームページに掲載しており、住民にも認知されてきているところであるため、今後は同様に傍聴可能な会議となっている総務開発常任委員会等につきましても本会議同様に会議録のホームページ掲載について検討事項としていただきたい。4点目、情報通信環境の向上について、本議会におきましては既に事務局からの連絡事項やスケジュール管理につきまして議員全員でスマートフォンを活用した運営がなされております。その利便性や情報共有については、議員には十分に認知がされているところです。ICTのさらなる活用、実用化に向けまして本格的な調査を継続していただきたいと思っております。最後です。議会運営の活性化に伴う先進議会視察について、議会改革を進めるに当たり、他議会の運営の進め方について実際に傍聴を行い、当議会との違いや発見などの気づきを新たな議会運営を進める糧とするため、前述の情報通信環境向上と併せまして先進議会の視察を行うことが必要である。以上5点について今後の調査研究事項としてまとめました。

この引き継ぎ事項を改選後の審議会で検証していただき、より一層議会運営の充実を図るとともに、住民とのよき橋渡しと村政の発展に寄与することを期待いたしまして、本委員会の最終報告といたします。

○議長(岩井英明君) 委員長の報告が終了いたしましたので、これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいまの委員長報告をもって議会活性化特別委員会の調査を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議会活性化特別委員会は調査を終了することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

総務開発常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より閉会中の継続調査申出書がそれぞれ提出されております。

この際、これらを日程に追加し、追加日程第12から追加日程第13として議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第12、総務開発常任委員会委員長申出並びに追加日程第13、議会運営委員会委員長申出を議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第12 総務開発常任委員会委員長申出

○議長（岩井英明君） 次に、追加日程第12、総務開発常任委員会委員長申出を議題といたします。

総務開発常任委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました特定事件の調査事項について閉会中の継続調査の申出が提出されております。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎追加日程第13 議会運営委員会委員長申出

○議長（岩井英明君） 次に、追加日程第13、議会運営委員会委員長申出を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました特定事件の調査事項について閉会中の継続調査の申出が提出されております。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

以上をもって本定例会の会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、令和5年第1回赤井川村議会定例会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（岩井英明君） これで本日の会議を閉じます。

令和5年第1回赤井川村議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

（午後 2時20分閉会）